

## 都立文化施設 次期指定管理者(平成29年度～)の選定について

## 当初の都全体の選定方法(平成17年2月)

- ・ 原則公募
- ・ 指定期間は原則5年

## 前回の選定方法(平成18年)

現指定管理期間(平成21～28年度)は、都全体の方針に従い公募を原則とし、文化施設の特殊性により指定期間を8年として選定

- ・ 江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館、東京文化会館 ⇒ 公募により(公財)東京都歴史文化財団を選定
- ・ 東京都美術館、東京芸術劇場 ⇒ 大規模改修に対応するため、(公財)東京都歴史文化財団を特命で選定

## 文化都市政策検討部会からの報告

## ○文化施設運営における安定性・継続性の確保

- ・ 中長期的な事業の企画立案、施設運営の信頼性や事業の質の確保、収蔵資料の管理、専門人材の育成、ノウハウの継承など
- 文化施設の指定管理者の選定にあたっては、安定性・継続性を重視すべき
- ・ 東京の芸術文化の創造発信拠点としての活用

内外から評価される展覧会や公演等の実施、内外の文化施設との連携強化、教育普及・作品収集・人材育成等の充実

## ○経営管理能力の重要性:既に民間経営者を館長に招くなどの改革を実施している現状を評価

➡ 公募型選定に替え、特定の事業者を選定し、事業計画案を審査・評価する方式の導入を提言

## 現行の選定に関する指針(平成27年3月)

- 各施設の特性に応じ、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高い施設は監理団体を特命
- 安定的・継続的で質の高いサービス提供を図るため、監理団体が運営する、特に主要な政策と連動した重要な役割を果たす施設については、指定期間を長期化(標準10年)

## 都の文化政策における新たな方針

## オリンピック・パラリンピックを契機に、新たなミッションを果たしていく施設運営

## ○ 東京都長期ビジョン及び東京文化ビジョンを実現する拠点としての施設運営

- ・ 両国や上野、池袋などの文化拠点の中核的施設としての機能強化、芸術文化都市東京の発信力強化
- ・ 外国人、障害者など、あらゆる人々が芸術文化に親しむ環境の実現
- ・ 国際的な発信力の高い展覧会や芸術祭の開催、教育・地域振興等の課題への貢献
- ・ 広域的ネットワーク形成の中核となり、芸術文化施設の連携を推進 など

➡ ○ 都政と連動し、強力に文化振興施策を推進していく必要

○ 芸術監督やキュレーター等、専門人材を活用し、都立文化施設の更なる魅力向上を進めていく必要

## 今回の選定方法

- 公募によらず、特定事業者を指定管理者候補として指名し、綿密な協議を重ね、都立文化施設の今後の事業計画等を策定
- 指定管理者の決定は、東京都議会の審議・議決による(平成28年度)